

令和5年2月20日

保護者各位

西原町教育員会
教育長 新島 悟
【公印省略】

卒業式・卒園式におけるマスクの取扱い等について

報道等でご承知の通り、新型コロナウイルス感染症対策本部「マスク着用の考え方の見直し等について」（2月10日付け政府対策本部決定）により「4月1日より前に実施される卒業式については、卒業式の教育的意義を考慮し、児童生徒等のマスクを着用せず出席することを基本とする」とされました。沖縄県教育委員会は、文部科学省の通知を踏まえて「卒業式におけるマスクの取扱いに関する基本的な考え方について」（教保第1623号 令和5年2月14日付け）を發出しております。

これまでのマスクの着脱については、適宜、教育委員会より通知していたところですが、今後は、下記の通り、学校でのマスクの取り扱いについて示しております。

なお、子どもたちはマスク着用が習慣になっていることを踏まえ、発達の段階に応じた学校の適切な指導や支援、そして保護者の皆様のご理解やご協力が必要です。つきましては、メリハリのあるマスク着用を含めた感染症対策へのご協力をお願いします。

記

1 卒業式におけるマスクの取扱いについて

- (1) 児童生徒及び教職員については、入退場、式辞・祝辞等、卒業証書授与、送辞・答辞の場面など、式典全体を通じてマスクを外すことを基本とします。
- (2) 国歌・校歌等の斉唱や合唱を行う時はマスク着用などの一定の感染症対策を講じます。
- (3) 予行演習等においてもマスクの着脱は、同様の対応とします。
- (4) 参加する保護者や来賓等の皆様は、マスクの着用をお願いします。また、手指消毒などの必要な感染症対策を講じた上での参加をお願いします。また、発熱等、普段と異なる症状がある方は参加をご遠慮ください。

2 留意事項

- (1) 基礎疾患があるなど様々な事情により、感染不安を抱き、マスクの着用を希望したり、健康上の理由によりマスクを着用できない児童生徒もいることなどから、本人の意思に反してマスク着脱を強いることのないよう適切に対応いたします。また、児童生徒の間でもマスク着用の有無による差別・偏見等がないよう適切に指導を行ないます。
- (2) 幼稚園の卒園式についても、マスク着用は一律に求めておりません。実施方法や教職員、来賓、保護者等のマスク着用等については小中学校の卒業式に準じることとします。
- (3) 卒業式、卒園式の実施方法については、各学校からの案内をご確認ください。

3 これからのマスクの着用について

- 令和5年3月31日までは、卒業式・卒園式（予行演習等含む）を除き、学校教育活動でのマスクの着脱の対応に変更はありません。
- 令和5年4月1日以降の学校教育活動から、マスクの着用を求めないことを基本とします。